

新東名高速道路の一部開通に伴う禁止地域の指定について

1 概要

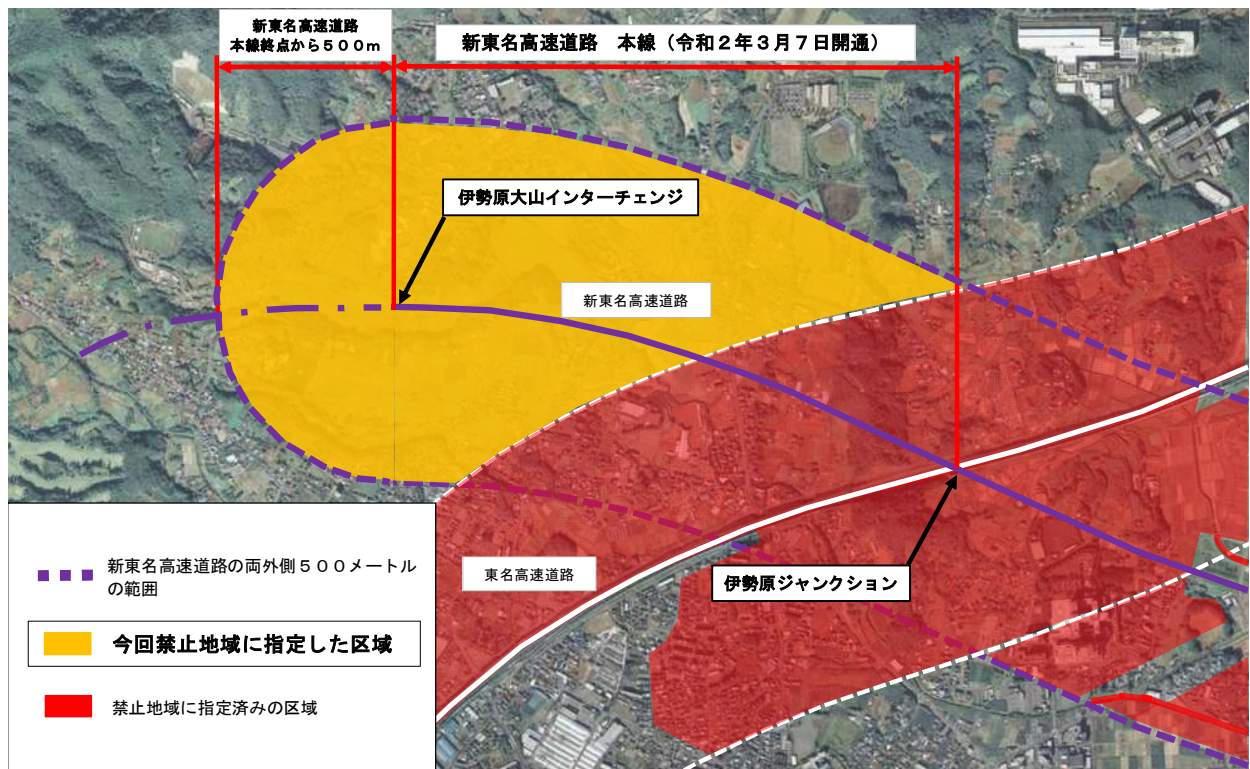
前回の審議会で諮問を行った、新東名高速道路（伊勢原ジャンクション～伊勢原大山インターチェンジ間）の一部開通に伴う禁止地域の指定については、令和2年8月28日に告示し、同年9月28日に施行した。

2 前回の諮問事項

「神奈川県屋外広告物条例による地域の指定」への追加

- ・新東名高速道路の伊勢原ジャンクション～伊勢原大山インターチェンジ間の開通に伴い、当該区間を条例第3条第1項第13号の規定により知事が指定する地域に追加する。
- ・新たに禁止地域に指定する区域内の既存の広告物については、施行の日から起算して9年間は、経過措置期間として掲出可能とする。

3 新東名高速道路の開通区間及び新たに指定した禁止地域のイメージ図



4 参考

(1) 神奈川県屋外広告物条例による禁止地域について

神奈川県屋外広告物条例では、道路周辺の良好な景観の維持という趣旨から、「道路及び鉄道の線路用地並びにこれから展望できる範囲で、知事が指定する地域」（第3条第1項第13号）を、禁止地域として定めている。

ただし、禁止地域においても、自家用広告物（表示面積の合計5㎡以内）など、屋外広告物条例第6条及び同施行規則第2条に規定される適用除外の広告物については、掲出することができる。

(2) 道路に係る禁止地域の指定について

「道路及び鉄道の線路用地並びにこれから展望できる範囲で、知事が指定する地域」については、「神奈川県屋外広告物条例による地域の指定」（昭和53年神奈川県告示第751号）で定められており、道路に係る禁止地域となる区域は、下記①から⑤の道路及びその両外側500m以内の地域（※）とされている。

（※第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）

- ① 東名高速道路
- ② **新東名高速道路**
- ③ 圏央道
- ④ 横浜横須賀道路
- ⑤ 小田原厚木道路